

13公開審 第20号
平成13年9月27日

福島県知事 様

福島県情報公開審査会長

公文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成12年8月11日付け12森土第195号で諮問ありましたこのことについて、当審査会の意見は別紙のとおりです。

答 申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が「平成11年度林道関係調査委託事業大滝線調査報告書」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 平成12年4月19日、異議申立人は、福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号。以下「条例」という。）第8条の規定により、実施機関に対し、「平成11年度広域基幹林道大滝線に係る希少鳥類のモニタリング調査」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 平成12年6月20日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を特定し、希少鳥類の行動が確認された地名、希少鳥類の行動を示した図面及び希少鳥類の行動を観察した地点が記載された部分を除いて開示するとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、希少鳥類の生息地保護に著しい支障が生じるおそれがあるとの理由を付して、異議申立人に通知した。

3 平成12年6月30日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書による意見陳述を総合すると、次のとおりである。

(1) 他県には、その県内の保護団体に希少猛禽類の生息状況調査を委託し、その調査書の公表を通じて、調査目的・意義、調査方法、調査参加者、飛翔図・行動圏等を明らかにしながら、保護に成功しているところがある。

(2) 環境庁編「日本の絶滅のおそれある野生動物」レッドデータブックにおいては、

調査方法・対象、執筆者、引用文献を公表しながら、学術的価値、生存に対する脅威等について検討している。

こうしたことから、公費を支出して実施された調査に基づく報告書については、実施機関が秘匿（非開示）するのではなく、学会に報告し、識者の助言を得るのが妥当である。

(3) 実施機関は、「猛禽類保護の進め方」(環境庁自然保護局作成)を非開示の根拠とするが、「絶滅のおそれある野生動植物保護対策の現状と課題」(総務庁行政監察局編)において、「調査内容の利用・保管にとどまっているものが多く、それらの調査結果を総合的に管理する仕組みが設けられていない」と指摘されているのだから、公開して関係学会へも報告すべきである。

(4) 実施機関は、「環境保全ハンドブック」(平成11年度福島県環境保全課作成)において、「鳥獣保護区」について説明し、又は言及しているが、県内に生息する絶滅危惧種(イヌワシ、クマタカ等)の保護には一切触れておらず、行政の姿勢に疑問を抱かざるを得ない。

(5) 実施機関は、「密猟のほか、観察者等不特定多数の人々が生息地に近づき、繁殖を阻害することが危惧される。」と主張するが、希少猛禽類の繁殖失敗の最大の理由は、重機を駆使した開発行為そのものと植物・小動物を含めた生態系の改変であり、仮に密猟があれば、刑事事件になることを関係者に周知徹底すべきである。

(6) 一般に市販されている書籍の中には、希少野生動物の写真・生息地(概略)を掲載しながらその保護を呼びかけているものがあるから、実施機関においても、広報紙や出版物等によって、県民にその情報を公表し、保護の協力を呼びかけるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書を部分開示とした理由は、部分開示決定理由説明書及び実施機関の説明を総合すると次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、大沼郡会津高田町大字松坂字大滝地内を起点とし、同大字松坂字博土地内を終点とする広域基幹林道大滝線(以下「大滝線」という。)において、平成11年度以降に施工を予定している路線及びその周辺地域について、主としてイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類を対象としたモニタリング調査及び営巣状況確認等の調査に関する文書であり、「調査の概要」、「現況調査」、「環境配慮事項の検討」の項目から構成されている。

2 部分開示とした理由について

(1) 条例第6条第7号について

本件公文書は、県の機関が自然環境配慮工法を推進するために行った希少猛禽類の保護のための調査報告書であって、開示することにより、当該若しくは将来の希少猛禽類の保護の目的が損なわれ、又はこれらの円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある。

つまり、調査対象であるクマタカ等の猛禽類は、生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物であるため、元来、個体数が少ない状況にある。したがって、希少猛禽類の営巣地情報等が記載されている本件公文書を開示すれば、希少猛禽類の営巣地・生息地が特定され、又は特定され得ることとなり、密猟のほか観察者等不特定多数の者が生息地に近づき、繁殖を阻害することが十分に予測できる。

なお、個別적으로는、次のとおりである。

ア 位置、地名、位置説明、地点説明(確認位置、確認地名、確認地点説明を含む。)

猛禽類の調査結果については、位置、地名、位置説明、地点説明が開示されれば、直ちに営巣地や営巣中心域等が特定され、又は特定され得ることとなることから、単に営巣地や営巣中心域のみでなく、高利用域や行動圏を含めて非公開とすべきである。

イ 観察地名、観察地点

観察地や観察地点は、直接、営巣地や営巣中心域等を表す情報ではないが、猛禽類の出現が確認できる地点の情報であり、既に開示した情報を組み合わせることにより、営巣地や営巣中心域等が特定され、又は特定され得ることとなる。

ウ 飛翔図

旋回上昇行動、とまり行動、探餌行動等については、開示することにより、営巣地や営巣中心域等が特定され、又特定され得ることとなる。

エ 写真(観察地点)

猛禽類の観察地点を撮影した写真であり、営巣地や営巣中心域等が特定され、又は特定され得ることとなる。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が自然環境に配慮した工法による林道を開設するに当たり、大滝線のうち平成11年度以降に施工を予定している路線について、希少猛禽類の生息状況及び生息の可能性があるとされた一般動植物の生息又は生育状況に係る調査を社団法人日本林業技術協会に委託した成果品である。

2 本件公文書の内容について

本件公文書は、「調査の概要」、「現況調査」及び「環境配慮事項の検討」の項目並びに巻末資料から構成され、「現況調査」及び「環境配慮事項の検討」の項目並びに

巻末資料の随所に、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類に係るモニタリング調査及び営巣状況確認調査並びにその他の動植物の生息状況に関する調査結果が記載されている。

なお、巻末資料は、文献に掲載されている動植物及び現地調査により確認された動植物に係る一覧表、希少猛禽類の日毎飛翔図、定点調査結果並びに現地調査状況写真から構成されている。

3 条例第6条第7号該当性について

(1) 条例第6条第7号について

本号は、開示することにより、県の機関が行う事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

また、反復的又は継続的な事務事業については、当該事務事業執行後であっても、当該情報を開示することにより、将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずる場合があるので、これらに係る情報が記録されている公文書についても非開示とするものである。

(2) 条例第6条第7号前段該当性について

本件公文書は、実施機関が自然環境に配慮した工法による林道開設を行うため、希少動植物の生息状況の調査を外部機関に委託した成果品である。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、本号前段に規定する事務事業に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第7号後段該当性について

本件異議申立てにおいて争点となっている営巣地、営巣中心域、営巣期高利用域、非営巣期高利用域及び行動圏が特定され、又は特定され得る情報（以下これらを総称して「営巣地情報」という。）について、当審査会は、これまで、条例第6条第7号に該当するとの判断を行ってきた（平成8年11月26日付け8公開審第33号答申及び平成12年12月20日付け12公開審第28号答申）。

そこで、今回、本事案を検討するに当たり、希少猛禽類を取り巻くその後の状況の変化に目を向けると、依然として危機的な方向へ移行している状況にあると言わざるを得ない。

事実、県が平成13年3月に公表したふくしまレッドリストによれば、本件公文書で生息が確認されている6種の希少猛禽類のうち、イヌワシ、クマタカ、オオタカについては絶滅の危機に瀕している種を意味する絶滅危惧 類に、ミサゴ、ハチクマについては絶滅の危険が増大している種を意味する絶滅危惧 類に、ハイタカについては存続基盤が脆弱な種を意味する準絶滅危惧に分類されており、危機的な状況へと確実に移行していることが認められる。

このような現状を踏まえた上で、当審査会が本件公文書を見分したところ、本件処分により非開示とされた部分は、いずれも営巣地情報であると認められる。

したがって、県の機関が希少猛禽類の保護施策を実効性あるものとして遂行していくためには、公文書開示制度において、営巣地情報を非開示とする従来の判断を維持することが相当である。

なお、異議申立人は、営巣地情報を積極的に公にしながら保護に成功している他県の例を引用し、本件処分についてもそのような見地からの開示が可能とする特殊性が存在する旨主張する。

しかしながら、本件公文書に記載されている調査対象地域においては、希少猛禽類の営巣地を常時監視することが事実上不可能であり、営巣地周辺への人の出入りによる繁殖への影響や密猟等不測の事態に対して、適切な行政的措置をとることが困難であると考えられるから、異議申立人のそのような主張を採用することはできない。

よって、本件公文書に記載されている営巣地情報は、本号後段に該当すると認められる。

- 3 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。
- 4 当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 7月18日	・ 諮問書受付
平成12年 7月24日	・ 実施機関に部分開示決定理由説明書の提出を要求
平成12年 8月11日	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書受付
平成12年 8月30日	・ 異議申立人に部分開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に部分開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成12年 9月11日	・ 異議申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書受付
平成13年 6月 8日 (第87回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成13年 8月21日 (第89回審査会)	・ 実施機関から部分開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成13年 9月21日 (第90回審査会)	・ 審議

他の諮問事案も並行して行った。